

あ

お

い

通信

2022/2/24

WEB版はこちらから↓

～外部相談窓口について～



日々の業務お疲れ様です。メンタルヘルスなどの外部相談窓口について、お知らせします。
いずれの窓口も会社とは別機関で運営しておりますので、相談内容が会社に伝わることはありません。
どんな些細なことでも構いませんので、一人で抱え込むことなく、相談することで不安を解消しましょう。

	社外弁護士通報窓口	日本生命	弁護士会	厚生労働省
対象	全社員 (退職後1年以内利用可能)	全社員 同居のご家族	どなたでも可能 案件により、無料相談あり	どなたでも可能
回数	制限なし	電話/WEB相談：制限なし カウンセリング(電話)：年5回迄 カウンセリング(対面)：年3回迄		制限なし
相談内容	コンプライアンスに関する内容 	【メンタルヘルスサポート】 メンタルヘルス相談/ メンタルヘルスカウンセリング 【健康管理】 医療機関案内/健康相談 女性専用相談/育児相談 禁煙相談 【介護サポート】 介護施設案内/介護相談 【遺産相続】 相続税相談/相続手続相談	交通事故 サラ金・消費者金融 各種トラブル等の相談 ＜愛知県弁護士会＞ https://www.aiben.jp/  ＜岐阜県弁護士会＞ https://www.gifuben.org/ 	愛知県（電話相談） 心の健康 https://www.pref.aichi.jp/sos/hiki/seishin-c/soudan-kokoro.html  岐阜県 (来所・電話相談 ※来所は要予約) 心の健康/アルコール/引きこもり/薬物 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6816.html 
電話	原則、メール相談とする	0120-800-173	愛知：0564-54-9449 岐阜：058-265-0020	愛知：052-951-2881 岐阜：058-231-9724
WEB等	弁護士法人松尾綜合法律事務所 通報先： moline@mknet.jp	https://www2.kenkokaigo.jp/ 団体番号：kenkou 	上記ご参照ください。	上記ご参照ください。

※産業医の先生による健康相談も随時受け付けています。ご希望の方は管理部までご相談下さい。

★管理部よりお知らせ★

下記のような状況変化があったときは、協会けんぽの扶養から外れることとなります。手続は自動には行なわれませんので、必ず、管理部までご連絡ください。

その際、保険証の提出と一緒に入社日（就職した日）・入籍日等を伝えてください。

- ①被扶養者が就職したとき
- ②被扶養者（60歳未満）の年間収入が130万円を超えると見込まれるとき
- ③被扶養者（60歳以上）の年間収入が180万円を超えると見込まれるとき
- ④被扶養者が75歳になったとき
- ⑤被扶養者であったお子さんが結婚し、結婚相手に扶養されるとき



就職した日
〇〇〇〇年
〇月〇日